

2024.7						
No.	地区	項目	意見要約	市長回答(No.16以降は担当課回答)	所管課	所管課補足
1	笠利地区	モニュメント・掲示板の設置について	手花部の浜には7種類のシオマネキがおり、世界的にも貴重であると聞いている。道路沿いにシオマネキのモニュメントや掲示板を設置することはできないか。	(市長) 世界自然遺産課とも協議をして、モニュメント等の設置をどこが主体になって取り組むことがよいのか、手花部集落の方と一緒に検討させていただければと思います。 (企画調整課市民協働推進室長) 「紡ぐきよらの郷づくり事業」について、奄美市未来づくり計画に沿うよう事業の組み立てを検討しておりますので、ご理解をお願いします。	世界自然遺産課	手花部の干潟につきましては、「手花部メヒルギ群落」として奄美市の指定文化財にもなっていることから、令和3年度に教育委員会において案内看板を設置し、シオマネキについても写真付きで紹介を行っているところです。 手花部集落としてモニュメントを設置したい場合は、「紡ぐきよらの郷づくり事業」のご活用を検討いただければと思います。
2	笠利地区	道路の改修計画について	前肥田・打田原線について、平成19年に集落で火事があり、道路が狭く消防車が入れないことがあったため、平成21年に道路の改修計画の説明を受け、平成29年に集落住民の署名を提出した。前向きに検討・実施をお願いしたい。	(市長) 要望に関して状況を確認したいと思います。 (笠利地域総務課長) 現在、笠利線の道路改築工事、手花部・節田線の道路改築工事を実施しているところですが、前肥田・打田原線のバイパス設置について、いただいた要望を確認させていただき、所管課に繋げて参りますので、ご理解をお願いします。	建設課	手花部・打田原線の前肥田集落から打田原集落間の道路整備計画でございますが、現在笠利地区で整備している赤木名・笠利線及び手花部・節田線の進捗状況を見ながら、今後検討してまいりたいと思いますのでご理解をお願いします。
3	笠利地区	手花部バス停の防風設備の設置について	手花部集落海側のバス停に、風よけの設備を設置することができないか。冬場は特に海からの風が強く、乗降する方が大変なので、お願いしたい。	(市長) 以前からお伺いしている案件ですので、要望に関して状況を確認したいと思います。 (副市長) 平成30年頃屋根付きのバス停について、集落からの要望により設置したところですが、堤防に風よけを設置する、かさ上げすることについては、強度、費用の面から難しいと思います。	産業振興課	「手花部バス停」の海側（名瀬市街地方面から赤木名方面行き）につきましては、国道と堤防の間にある県所管の狭小地に所在するため、屋根付きのバス停を整備することは難しい状況です。 また、副市長の回答にもありますとおり、堤防への風よけ設置、堤防の嵩上げにつきましては、強度確保、費用面から難しいと考えられます。
4	笠利地区	臨時に設置された信号機について	がけ崩れ箇所に設置された臨時的な信号機について、不具合がある際に、夜間や休日など、行政に連絡したら対応してもらえるのか。	(市長) 工事業者が設置した臨時の信号機と思われますが、不具合などについて、市役所の代表番号に連絡していただければ、宿直等がお話を聞かせていただきますので、夜間・休日でもご連絡いただければと思います。また、ラインを使って報告していただくことも検討いただければと思います。 (笠利地域総務課長) 笠利総合支所においても、夜間、休日でも担当の宿日直で電話いただければ対応しておりますので、よろしくお願い致します。	建設課	補足なし
5	笠利地区	白線の引き直しについて	道路の白線が消えかかっているところがあるので、引き直してほしい。特に支庁通りの交差点（名小・興和不動産・旧NTT・グランセ末広）は、2輪、4輪の停車場所を守ってもらわないと、バスが旋回できないので、対応をお願いしたい。	白線の引き直しについては、年次的に行っており、追いついていないこともあるかと思いますが、特に支庁通りの交差点について確認、検討したいと思います。	土木課	支庁通りの交差点につきましては警察にも連絡のうえ対応を検討いたします。
6	笠利地区	バス停への公用車の駐車について	バス停のあるところに公用車が止まっていることがあるため、改善を指示してほしい。	あらためて公務中は気を引き締めるとともに、バス停に駐車することがないよう、指示したいと思います。	総務課 財政課	補足なし
7	笠利地区	バスのUターン場所について	平田町奥又、自動車学校に行く入口の道路について、バスのUターンなどで使用したいが、駐車されている車があるため、できないことが多い。改善する方法はないか。	平田町奥又の場所について、道路なのか土地であるのかを確認して、できることがあるのか、対応を検討したいと思います。	土木課	ご意見いただいた場所は市道（平田8号線）にあたります。路上駐車にあたと考えられますので、警察にも連絡のうえ対応を検討いたします。

No.	地区	項目	意見要約	市長回答(No.16以降は担当課回答)	所管課	所管課補足
8	笠利地区	笠利公民館について	笠利公民館は補修していると思うが、高齢者で2階に上がれなく困っている方もいますので、建て替えなど検討いただけないか。	笠利公民館につきましては、太陽が丘に認定こども園の整備、笠利漁協の移転、赤木名校区の市営住宅の整備など、緊急性の高い事業の目途が立った後に、検討させていただきたいと考えております。市民の皆さんが安全に利用してもらえるよう、必要な整備などはさせていただきますので、現在の施設を大いにご活用いただきますよう、ご理解をお願い致します。また、笠利の地域創生戦略においても、市民の方の声として反映できるよう、笠利総合支所と検討致します。	笠利地域教育課	笠利公民館の建て替えなどにつきましては、様々な機会を通じて市民の声を聞かせていただきたいと考えております。また、笠利の地域創生戦略においても意見交換させていただき、今度の方向性について検討致します。
9	笠利地区	教員住宅について	手花部の教員住宅は手つかずの状態で何十年も放置されている感じがあるが、今後のことはどのように考えているか。	(市長) 市内各地の教員住宅について、老朽化が進み、手つかずの状態となっているものがあることは承知しております。手花部の教員住宅のことに関しては、所管課に確認致します。 (笠利地域総務課長) そのまま放置しておくとはブなどにより、住民や児童が危険な状況になるやもしれませんので、所管課に伝え、対策をするように努めたいと思います。	笠利地域教育課	手花部教頭住宅に関しましては、老朽化のため空家としております。今後につきましては、学校整備計画と調整をはかり解体撤去したいと考えております。
10	笠利地区	廃所となった保育所の活用について	手花部小学校の保育所（現在廃所）について、現在倉庫代わりとなっているが、改修などは予定されているか。	(市長) 旧保育所跡の活用については、地域の集落の皆さんの意向に沿った形で活用したいと思っていますが、将来的にどのような活用が可能かは今後の検討課題と考えます。 (笠利地域総務課長) 笠利の地域教育課、所管のいきいき健康課に繋げて、活用などを検討したいと思いますので、よろしくお願い致します。	いきいき健康課	笠利地区の休所、休園施設の有効活用につきましては、地域のご意見を伺いながら、奄美市公共施設等民間提案制度も活用し検討することとしておりますが、ご承知の通り、旧手花部保育所の建物は小学校敷地内にあるため、提案が難しい状況にあります。 このため、現在のところ、改修などの予定はございませんが、有効活用についての提案などがあれば、学校側とも協議し検討して参ります。
11	笠利地区	鳥獣保護区について	手花部集落の干潟には希少価値の高い生物が多く生息している。鳥獣保護区の指定を市へ要望したところだが、市が指定できないことは理解しているが、国・県に要望をしたなどの報告などがないので、現状どうなっているか。	一般質問でいただいた要望について、その後の市の対応をお示しできるように対応致します。	笠利農林水産課	鳥獣保護区の指定につきましては、市の関係課と連携し、指定について調査研究を行っているところです。その中で「特定猟具使用禁止区域」という銃猟は危険性が高いため、県が区域を定めて銃器の使用を鳥獣保護管理法に基づき禁止することができる法律もあるということも分かりました。いずれにしても、さらに調査研究を深めご指摘の手花部地区に適当と認められる鳥獣保護対策を進めてまいりたいと存じます。
12	笠利地区	貝などを採ることについて	笠利では昔ながらの慣習により、海の恵みをいただき暮らしてきたが、最近、漁業権を持たないことを理由に、高齢者が貝を採って、お咎めを受けることがあると聞いている。市として何かできることはないか。	お気持ちは非常によく分かりますが、行政として何ができるのか、市として確認をしたいと思います。	笠利農林水産課	漁業権とは、漁業者が漁業法に規定される「漁業」を営む権利であり、漁業権を持たない方は貝等を採捕することはできません。 奄美漁協管内では組合員以外の漁業権は認められてはおらず、ヤコウガイ、マキガイ、トコブシの貝類のほかウニやイセエビといった採捕を禁止する海産物を定めています。また、禁漁期間や採捕の大きさも決められておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 *密漁は昔から違反であるが、資源が豊富にあった頃は漁協関係者が黙認するケースもあった。資源が減少しつつある現在は、密漁に厳しい姿勢で臨むようになっております。 罰則 ①水産庁が「特定水産動植物」に指定するナマコとアワビを密漁した場合、3年以下の懲役か3千万円以下の罰金 ②奄美漁協が漁業権を設定する貝類、海藻類を密漁した場合100万円以下の罰金 ③県が漁業調整規則で定める水産動植物（種類ごとに採捕の禁止期間や大きさの制限を設定）を密漁した場合6カ月以下の懲役か10万円以下の罰金

No.	地区	項目	意見要約	市長回答(No.16以降は担当課回答)	所管課	所管課補足
13	笠利地区	携帯電話の電波不具合について	手花部集落は、携帯電話の電波が悪い。市から要望などはできないか。	市から要望ができないか、検討したいと思います。	デジタル戦略課	年に一度、県を通して各携帯電話事業者へ、携帯電話の電波が繋がりにくい地域の改善を要望する機会があります。今年度の要望受付は終了したため、次回の機会までに電波の繋がりにくい範囲等を確認するなど対応を検討します。
14	笠利地区	キッズスペースについて	笠利公民館にキッズスペースができて感謝しているが、他の利用者との共存が難しいと感じている。太陽が丘に新しくできることも園に、キッズスペースを新しく作っていただけないか。	(市長) 認定こども園は誰でも通える場所ですので、柔軟につかえる場所ができるかどうか、所管課で検討したいと思います。 (笠利地域総務課) 笠利の地域創生戦略の中でも検討したいと思います。	いきいき健康課	認定こども園に必要な設備を優先して設置しなければならないため、単独のキッズスペースの設置は難しい状況ですが、遊戯室や園庭を開放する形でキッズスペースと同様な機能を果たせるように検討して参ります。
15	笠利地区	子どもの遊び場について	屋外・室内どちらも、子どもが遊べる遊び場について、設置をできないか。	(市長) 太陽が丘を子どもから大人まで一日過ごせる場所にしたいと考えておりますので、市民の皆さんの具体的な声を聞いて、考えていきたいと思います。 (笠利地域総務課) 笠利の地域創生戦略の中でも検討したいと思います。	笠利地域教育課	補足なし
16	笠利地区	【アンケートのご意見】 駐車禁止場所について	しまパスの運転に支障が出ないよう、市内の駐車禁止場所等の見回りをしていただけないか。	路上駐車につきましては、警察に連絡のうえ対応を検討していただきます。	土木課	
17	笠利地区	【アンケートのご意見】 木の伐採について	手花部小学校の体育館の裏山の木を伐採していただけないか。	広範囲にわたる可能性があるため学校と協議をし、どのようにするか検討していきたいと思います。	笠利地域教育課	
18	笠利地区	【アンケートのご意見】 道路整備について	和野赤木名線の、和野信号機から50m先に左側に行く道を、市道では難しいなら農道にするなどして整備していただけないか。	令和4年2月9日付で集落から提出された要望書について、令和4年3月17日奄笠建第128号で回答したとおり、他地区の要望箇所と併せて順次農道としての整備を進めて行く予定です。	建設課	
19	笠利地区	【アンケートのご意見】 和野川の台風被害について	奄美空港拡張による高波が和野川に入ってくるため、堤防のかさ上げなどの対応をしていただけないか。	空港拡張に伴う影響等について状況を確認しながら、対応を検討したいと考えております。	建設課	
20	笠利地区	【アンケートのご意見】 木の伐採について	和野赤木名線の通学路の街灯が木が生い茂って見えなくなっているので、夜間の点検と伐採をしていただけないか。	(笠利地域総務課・建設課) 現場を確認し適切に管理して参りたいと思います。	街灯：笠利地域総務課 市道：建設課	
21	笠利地区	【アンケートのご意見】 教員住宅について	赤木名中学校の校長住宅が雨漏り等で老朽化しているので、建て替えていただけないか。	建替えではなく、修繕等を行い対応していきたいと考えております。	笠利地域教育課	